

第四、労働農民党に対する問題は、我々無産階級運動に於ける刻下の最大問題の一つである。然して、吾等の身元に対する見解及立場に就いては、己に是迄の实际行动に明らかである。然して、我々の無産階級唯一の政党の擁護と、健全なる發達の爲に、我々は今後も尚一般の努力を盡すべからざる。

是れを要するに、吾々の立場は、吾等組合創立の宣言にある通り、常に組合自身の力と敵の陣営の現状に則して、一路解放への途を進むのである。我々は、いたすらに左、或は右と顧みざる事をしなうてあり。我々は、たゞ無意味なる革命病を排すると共に、誤謬と錯覚に満ちたる所謂『現実』に則したる運動を徹底的に排撃せんとするものである。我等の進路、それは全人類解放へのたゞ一途あるのみである。

一九二八年十月一日

東京市従業員組合五年度大會

東京市従業員組合規約

第一章 總則

第一条 本組合は東京市従業員組合上林、事務所、東京市芝区南佐久間町丁目式番地三四四ノ

を以て構成す

第二条 本組合は規約を承認するに於て

- 一、東京市芝区佐久間町、夜備理業員
 - 二、同職業者、從事に中央委員会三分二以上、承認を得たる者
 - 三、且つ本組合員よりなる者
- 第三条 本組合は地域或職業者に依りて支部を置き、支部員を三分二以上承認する

第二章 目的

第四条 本組合は組合員共同利益擁護及経済的智的向上並東京市芝区佐久間町夜備理業員二對し組合組織を促進するを目的とする

大会は組合員最高決議機關として、中央委員執行委員、中央執行委員長及び構成三年間七回、南佐久間町執行委員長を召集す

第三拾二條

中央委員会は本組合次期大会迄、決議機關として中央委員執行委員、中央執行委員長及び構成三年間七回、南佐久間町執行委員長を召集す

第三拾三條

執行委員会は大会及中央委員会決議に基づき本組合事務を執行するものとす

第三拾四條

本組合は執行委員会統制下に、教育、出版、政治部、調査部、宣傳部、庶務部、七共済部を置く